第二百三十六条第二項中「二人以内」を「三人」に、「四人以内」を「四人」に改める。
第二百四十八条第一項中「五十六人」を「五十八人」に改める。
第二百五十条第一項中「二百五十三人」を「二百五十九人」に改める。
第二百五十五条第二項中「及び理財第六課」を「、理財第六課及び理財第七課」に、「新潟財務事務所にあっては、理財課に代え、理財第一課及び理財第二課を置き、旭川財務事務所」を「函館財務事務所、旭川財務事務所」に改め、同条第四項中「八人以内」を「八人」に、「六人以内」を「六人」に、「五人以内」を「五人」に、「三人以内」を「三人」に、「二人以内」を「二人」に改める。
第二百五十七条第二項中「旭川財務事務所」を「函館財務事務所、旭川財務事務所」に改める。
第二百五十八条（見出しを含む。）中「及び理財第六課」を「、理財第六課及び理財第七課」に改める。
第二百八十五条第一項中「十九人」を「十七人」に改める。
第二百八十六条第三項の表名古屋税関の項中「十人」を「九人」に改め、同表長崎税関の項中「五人」を「四人」に改め、同表合計の項中「七十六人」を「七十四人」に改める。
第二百九十七条第一項中「大阪税関」を「名古屋税関及び大阪税関」に、「一人」を「それぞれ一人」に改め、同条第三項中「大阪税関監視部麻薬探知管理官」を「名古屋税関及び大阪税関監視部麻薬探知管理官」に改める。
第二百九十八条第一項中「四百十人」を「四百十一人」に改める。
第二百九十九条第一項中「四十四人」を「四十三人」に改める。
第三百十七条第一項中「横浜税関及び神戸税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ七人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官五人以内」を「横浜税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ七人以内を、名古屋税関及び神戸税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、名古屋税関及び神戸税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ六人以内」に改める。
第三百十九条第一項中「三人」を「四人」に改める。
第三百二十条第一項中「八人」を「九人」に改める。
第三百二十一条第一項中「百十九人」を「百三十二人」に、「百九十九人」を「二百九人」に改める。
第三百二十二条第一項中「四十三人」を「五十人」に、「百六人」を「百四人」に改める。
第三百二十四条第三項の表東京税関の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表門司税関の項中「三人」を「四人」に改める。
第三百三十七条第一項中「百九十九人」を「二百二人」に改める。
第三百三十八条第一項中「六十七人」を「七十人」に、「百四十人」を「百三十九人」に改める。
第三百七十一条第一項中「を一人」を「一人を」に改める。
第三百七十五条第一項中「八人」を「九人」に、「十六人」を「十五人」に改める。
第三百七十八条第一項中「三人」を「四人」に、「十一人」を「十人」に改める。
第四百十条第一項中「二百人」を「二百七人」に改める。
第四百三十九条第二項中「寮務主事」を「総務主事」に改める。
第四百五十六条第一号中「任用試験」を「採用試験」に改める。
第四百六十六条第一項中「六百二十五人」を「六百二十二人」に改める。
第四百六十七条第三項の表名古屋国税局の項統括国税実査官の欄中「二人」を「三人」に改め、同表合計の項中「十九人」を「二十人」に改める。
第四百八十五条第一項中「三千二百五十三人」を「三千二百四十六人」に改める。
第四百八十七条第一項中「関東信越国税局及び」を削り、「特別整理総括第一課（一）及び「特別整理総括第二課（一）の下に「関東信越国税局、」を加え、同条第三項の表関東信越国税局の項中「五人」を「四人」に改め、同表合計の項中「四十二人」を「四十一人」に改める。
第四百八十九条第一項中「名古屋国税局にあっては、機動課、特別整理総括課、国税訟務官室及び特別国税徴収官、関東信越国税局にあっては、機動課、特別整理総括課及び特別国税徴収官」を「関東信越国税局にあっては、機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び特別国税徴収官、名古屋国税局にあっては、機動課、特別整理総括課、国税訟務官室及び特別国税徴収官」に改める。
第四百九十一条第一項第一号中「第百八十二条第二項」の下に「、第三項」を加える。
第四百九十四条中「名古屋国税局にあっては、特別整理総括課及び国税訟務官室、関東信越国税局にあっては、特別整理総括課」を「関東信越国税局にあっては、特別整理総括第一課及び特別整理総括第二課、名古屋国税局にあっては、特別整理総括課及び国税訟務官室」に改める。
第四百九十五条中「名古屋国税局にあっては、特別整理総括課、国税訟務官室及び特別国税徴収官、関東信越国税局にあっては、特別整理総括課及び特別国税徴収官」を「関東信越国税局にあっては、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び特別国税徴収官、名古屋国税局にあっては、特別整理総括課、国税訟務官室及び特別国税徴収官」に改める。
第四百九十八条第一項中「千十二人」を「千八人」に改める。
第五百十七条第一項中「二千八百三十九人」を「二千八百三十八人」に改める。
第五百十八条第一項中「千七百十九人」を「千七百十七人」に改める。
第五百四十二条第一項中「二十四人」を「二十三人」に改める。
第五百四十七条第五項中「三百四十八人」を「三百五十五人」に、「千四百四十五人」を「千四百五十二人」に改める。
第五百五十五条第一項中「八千百八十人」を「八千百三十人」に改める。
第五百五十六条第一項中「一万八千七百八十人」を「一万八千七百五十七人」に改める。
別表第三戸畑の項中「八幡西区、直方市」を「八幡西区　直方市」に改め、同表博多の項中「福岡空港」の下に「及び福岡外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域」を、「糟屋郡」の下に「（福岡外郵出張所の管轄区域として、税関長が定める地域を除く。）」を加える。
別表第九岡山東の項中「、芳泉三丁目四番から七番まで」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四百十条、第四百三十九条、第四百五十六条、第四百六十六条、第四百六十七条、第四百八十五条、第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十一条、第四百九十四条、第四百九十五条、第四百九十八条、第五百十七条、第五百四十二条、第五百四十七条、第五百五十五条及び第五百五十六条の改正規定は、平成二十七年七月十日から施行する。

○財務省令第六十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、三七八人	
国税庁	五五、七〇三人	
合計	七一、〇八一人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十七年九月三十日までの間においては、一五、四四八人とする。